

令和4年7月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

7月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数(令和4年5月分)	2
2. 香ト協理事・監事名簿 (令和4年6月7日)	6
3. 全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について	7
4. 「歩行者ファーストかがわ2022」への参加案内と参加費助成について	11
5. 乗務員講習会のご案内	18
6. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	21
7. 令和4全国安全週間実施要綱	24
8. 「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の実施について	28
9. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の実施等について	34
10. 2023年4月から危険有害な作業を行う事業者は一定の保護措置が義務付けられます。	57
11. 屋外・屋内でのマスク着用について	59
12. しまなみ海道通行規制のお願い	60
13. 会員名簿の変更等について	61
14. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	62

※申請書・申込書等が必要な場合は、本書からプリントしてご利用下さい。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和4年5月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和4年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和4年5月の運賃指数の概要

1. 令和4年5月の運賃指数は、前月比2ポイント減、前年同月比5ポイント増の118であった。
2. 5月末現在の求車登録件数は85,639と前年同月比27,076増(46.2%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,401	6,484
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	289,573	45,514

※令和4年度は5月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

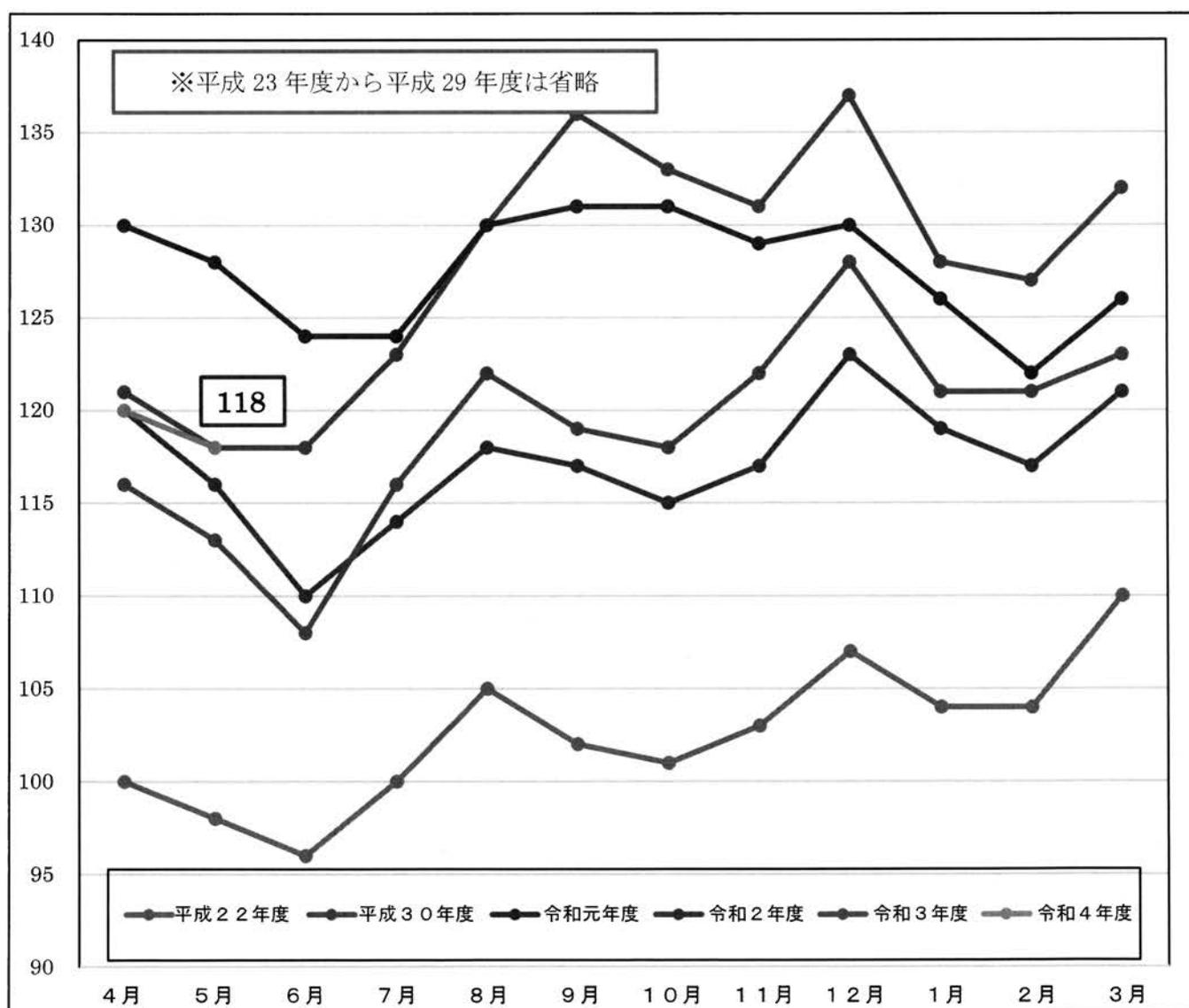
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	214,176

荷物情報(求車)	令和4年5月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	85,639	27,076	+46.2%	-42,898	-33.4%
成約件数	20,232	-218	-1.1%	-4,255	-17.4%
成約率	23.6%	-11.3ポイント	—	+4.6ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

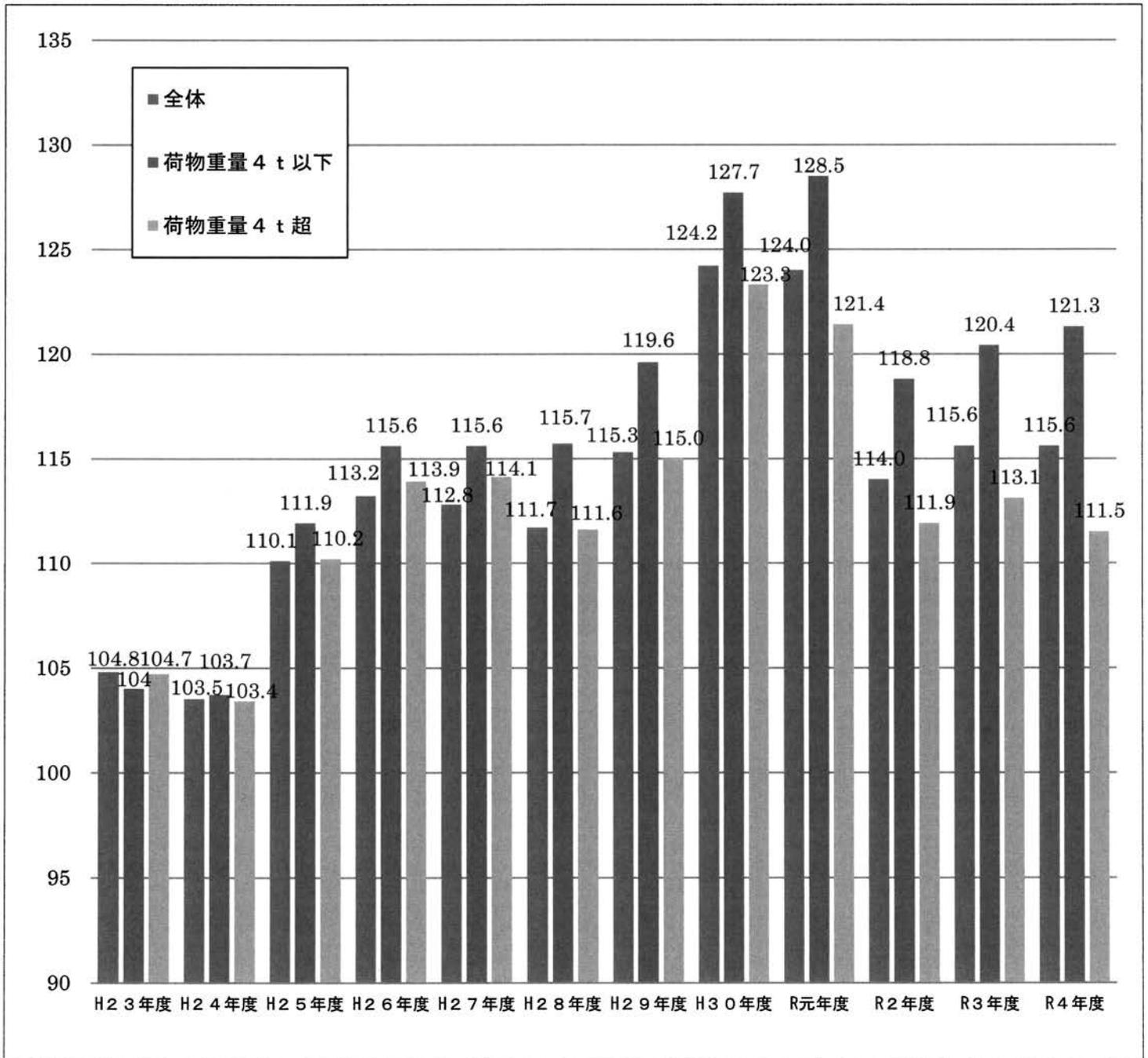
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118										



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	115.6	115.6
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	120.4	121.3
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	113.1	111.5

※令和4年度は5月末現在



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
キット事業部 松井
TEL 03-3357-6068

一般社団法人香川県トラック協会理事・監事名簿

令和4年6月7日

番号	役職名	氏名	会社名	職名	所属	備考
1	会 長	楠 木 寿 嗣	瀬 戸 内 陸 運 (株)	社 長	高松第1支部	
2	副 会 長	尾 崎 康 宏	尾 崎 運 送 (株)	〃	高松第2支部	
3	〃	塩 田 学	林 田 物 流 (株)	会 長	坂 出 支 部	
4	〃	松 本 英 高	(株) 大 運 組	社 長	高松第3支部	
5	〃	森 本 昭 博	光 穂 建 設 (株)	会 長	仲 多 度 支 部	
6	〃	小 河 幹 生	小 河 運 送 (株)	社 長	高松第1支部	
7	専務理事	齋 藤 文 克	(一社)香川県トラック協会	専務理事	会 員 外	
8	常務理事	(欠 員)				
9	理 事	北 原 英 幹	栄 運 送 (株)	社 長	高松第1支部	
10	〃	上 野 克 仁	五色サービス運輸(有)	〃	〃	
11	〃	藤 本 隆一朗	香 川 運 送 (株)	〃	〃	
12	〃	藤 川 芳 樹	ふ じ か わ 陸 運 (株)	〃	高松第2支部	
13	〃	前 田 雅 則	(株) 誠 和 運 輸	会 長	〃	
14	〃	上 野 由 喜	(有) 由 栄 建 興	社 長	高松第3支部	
15	〃	高 井 伸一郎	三 溪 運 送	代 表 者	高松第4支部	
16	〃	宮 本 昌 尚	四 国 輸 送 (株)	社 長	坂 出 支 部	
17	〃	中 川 務	コ ウ ナ ン 運 輸 (有)	〃	〃	
18	〃	伊勢谷 正 男	ミナトエクスプレス(株)	〃	〃	
19	〃	野 角 豊 弘	林 田 運 送 (株)	〃	〃	
20	〃	中 井 真 也	(株) 豊 榮 物 流	〃	〃	
21	〃	大久保 夏 樹	(有)県内貨物サービス	〃	仲 多 度 支 部	
22	〃	大 平 一 徳	(株) 四 国 レ ッ グ ズ	〃	〃	
23	〃	大 島 文 人	(有) 西 讃 興 業	〃	〃	
24	〃	立 石 展 章	(有) 豊 浜 興 業	〃	三 豊 支 部	
25	〃	吉 田 利 幸	(株) 丸 吉 運 輸	〃	〃	
26	〃	関 勇 二	高瀬協同運輸(株)	〃	〃	
27	〃	武 田 弘 子	四 国 倉 庫 (株)	〃	〃	
28	〃	今 井 保 福	今 井 商 運 (株)	〃	〃	
29	〃	米 田 均	マ ル ト 急 配 (有)	〃	大 川 支 部	
30	〃	西 應 輝 彦	(株) カ ワ ブ 産 業	〃	〃	
31	〃	竹 本 知 博	(有) 丸 島 運 送 店	会 長	小 豆 島 支 部	
32	〃	岡 佐 智 代	(株) 北 四 国 産 業	社 長	女 性 部 会	
1	監 事	森 本 成 人	森 本 物 流 (株)	〃	高松第1支部	
2	〃	倉 山 昌 典	(株) ク ラ ヤ マ 産 業	〃	高松第3支部	
3	〃	岩 部 達 雄	(株) 岩 部 会 計 事 務 所	〃	会 員 外	
1	顧 問	横 山 利 行	日本通運(株)四国支店	部 長	高松第1支部	

令和4年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦について、下記の要領にて募集いたしますので、該当者の推薦をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

なお、無事故・無違反期間については、開始年月日から令和4年5月末までの期間とする。

章の種類

○金十字章（満20年以上） 無事故・無違反開始年月日は平成14年6月1日以前
※満20年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）

○銀十字章（満10年以上） 無事故・無違反開始年月日は平成14年6月2日から平成24年6月1日まで

※満10年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）

◎無事故・無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。

但し、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

2. 推薦用紙は、別添様式①を使用しご提出下さい。

尚、過去に受章歴がある場合は、別添様式①の備考欄にご記入（〇〇年〇章）下さい。

3. 自動車安全運転センターの無事故無違反証明書がある場合は証明書を添付下さい。

4. 提出期限は、令和4年7月25日（月）必着です。（締切厳守）

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(香川県トラック協会)

ふりがな 氏名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号 (12桁)	備考
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第 至 令和4年 5月 末日		号

推薦者名簿の通し番号

ページ

○金章…平成14年6月1日以前
○銀章…平成14年6月2日から平成24年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(香川県トラック協会)

ふりがな 氏名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号(12桁)	備考
ぜんにほん たろう 全日本 太郎 昭平 34年1月1日生	(株)全ト協運輸 新宿営業所	金	自 昭・平 5年 4月 1日 29年 至 令和4年 5月 末日	第 ■■■■■■■■■■■■ 号	
ぜんにほん じろう 全日本 次郎 昭平 44年7月1日生	(株)全ト協運輸 新宿営業所	銀	自 昭・平 15年 9月 1日 18年 至 令和4年 5月 末日	第 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 年 第		号

記入例

推薦者名簿の通し番号 1 ページ

○金章…平成14年6月1日以前
○銀章…平成14年6月2日から平成24年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報(個人情報)は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（令和4年度）

無事故・無違反開始年月日				基準年月日	無事故・無違反期間(満)	受章可能な章	
平成	3年	6月2日～	4年 6月1日	令和4年5月末	30年	金十字章	
	4年	6月2日～	5年 6月1日		29年		
	5年	6月2日～	6年 6月1日		28年		
	6年	6月2日～	7年 6月1日		27年		
	7年	6月2日～	8年 6月1日		26年		
	8年	6月2日～	9年 6月1日		25年		
	9年	6月2日～	10年 6月1日		24年		
	10年	6月2日～	11年 6月1日		23年		
	11年	6月2日～	12年 6月1日		22年		
	12年	6月2日～	13年 6月1日		21年		
	13年	6月2日～	14年 6月1日		20年		
	14年	6月2日～	15年 6月1日		19年		銀十字章
	15年	6月2日～	16年 6月1日		18年		
16年	6月2日～	17年 6月1日	17年				
17年	6月2日～	18年 6月1日	16年				
18年	6月2日～	19年 6月1日	15年				
19年	6月2日～	20年 6月1日	14年				
20年	6月2日～	21年 6月1日	13年				
21年	6月2日～	22年 6月1日	12年				
22年	6月2日～	23年 6月1日	11年				
23年	6月2日～	24年 6月1日	10年				

香ト協第27号
令和4年6月17日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会長 楠 木 寿 嗣

「歩行者ファーストかがわ2022」への参加案内と
参加費助成について

かがわ交通安全活動推進実行委員会（会長 星合洋一）では、昨年度に続き県民参加・実践型の交通安全運動として、県民総ぐるみで無事故無違反を目指す「歩行者ファーストかがわ2022」を、9月1日から12月31日までの122日間実施します。

つきましては、香川県トラック協会もこれに協賛し、悲惨な交通事故を減らすために会員の皆様の積極的な参加協力をお願いするとともに、下記のとおり参加費の一部を助成させていただきますので、ご案内申し上げます。

記

1 「歩行者ファーストかがわ2022」の概要

○ 主催

かがわ交通安全活動推進実行委員会

○ 内容

3人1組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等の優先ルール」を遵守するとともに、実施期間中車両等に啓発用ステッカーを貼付し無事故無違反を目指すもの。

○ 募集期間

7月1日（金）～8月31日（水）

○ 実施期間

9月1日（木）～12月31日（土）の122日間

○ 申込方法

実行委員会に「参加申込書」と参加費を郵送(振込)又は持参する。

○ 参加費

1 チーム 3,000 円（1 人あたり 1,000 円）

※運転記録証明書交付手数料 670 円を含む。

○ 参加者の賞揚

実施期間終了後、自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者あてに参加者全員の運転記録証明書（個別封筒）を送付するとともに、無事故無違反を達成したチームには、達成通知書を併せて送付する。

無事故無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を贈呈する。

1 等 30 万円分の全国共通ギフトカード

2 等 15 万円分の Amazon ギフト券

3 等 県産品カタログギフト

4 等 商品券

奨励賞 協賛企業・団体からの協賛品

2 参加費助成

(1) 助成対象者

会員事業所の従業員で編成した全てのチーム

(2) 助成額（1 チーム 2,000 円）

参加費 3,000 円のうち 2,000 円を助成

(3) 申請期間

令和 4 年 7 月 1 日（金）から 9 月 9 日（金）までの間

(4) 申請方法

かがわ交通安全活動推進実行委員会に直接申込（郵送もしくは持参）した後、以下の書類を香川県トラック協会宛に提出してください。

○ 「歩行者ファーストかがわ 2022」参加助成金交付申請書

○ 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)（写）

○ 振替払込請求書兼受領証（写）もしくは現金領収書（写）

※ 参加申込書は、県 HP 又は香川県トラック協会 HP からダウンロードして使用してください。

※ 参加助成金交付申請書は、香川県トラック協会 HP からダウンロードして使用してください。

<歩行者ファーストかがわ 2022 に関する問合せ先>

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局

（香川県危機管理総局くらし安全安心課内） 電話 087-832-3231

香ト協
歩行者ファースト参加促進助成
様式1

香ト協 記入欄	確認番号			
	4	協	歩	
	}			
	4	協	歩	

受付印

※協会使用欄

(一社)香川県トラック協会長 殿

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

印

営業所の名称

「歩行者ファーストかがわ2022」参加助成金交付申請書

1. 助成請求金額(@2,000×チーム数)

助成請求金額 _____ 円

2. チーム数(_____ チーム) ※ チーム名は参加申込書に記載したチーム名を記入すること。

	チ ャ ム 名		チ ャ ム 名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

3. 振込先

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合			支店
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰め)		
フリガナ 氏名 (預金口座名義)				

4. 担当者連絡先(申請会員事業者)

フリガナ		TEL	
氏名		FAX	

【添付書類】

- (1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)
- (2) 振替払込請求書兼受領証(写)もしくは現金領収書(写)

提出期限:令和4年9月9日(金)香ト協必着



目指せ! 無事故・無違反

歩行者 ファースト かがわ 2022

抽選で
ギフトカード
が当たる!

参加チーム 募集期間 7月1日(金) >>> 8月31日(水)
3人1組 募集 実施期間 9月1日(木) > 12月31日(土)

横断歩道で歩行者等の発見 一時停止

横断歩道等における歩行者等優先ルール

車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者または自転車があるときは、当該横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

※横断歩道等…横断歩道または自転車横断帯をいう。



参加資格

日本の運転免許証(原付のみも可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方

実施内容

- (1)3人1組のチームを編成し、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先ルール」を遵守してください。実施期間中、自家用車等に啓発用ステッカーを貼付し無事故・無違反を目指してください。
- (2)実施期間終了後、チームの代表者または事業所・団体の代表者あてに参加者の運転記録証明書を送付します。(無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付)
- (3)無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を贈呈します。(賞品の抽選は、令和5年3月を予定しています。)

参加費

1チーム3,000円
(1人当たり1,000円 ※運転記録証明書交付手数料670円を含みます。)

参加賞

参加者全員にステッカー(マグネット式)を配付します。

無事故・無違反で豪華賞品をゲット

賞品

1等 30万円分の全国
共通ギフトカード

2等 15万円分のAmazonギフト券

3等 県産品カタログギフト

4等 商品券

奨励賞 協賛企業・団体からの協賛品

AmazonはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

かがわ交通安全活動推進実行委員会 (一財)香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、(一社)香川県トラック協会、(一社)香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財)香川県老人クラブ連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社)香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察(順不同)

協賛 アオイ電子(株)、(株)香川銀行、(一社)香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道(株)、香川ヤクルト販売(株)、カトーレック(株)、協和化学工業(株)、こくみん共済coop香川推進本部、琴参バス(株)、(株)坂出自動車学校、(株)屋敷油、(株)ジェイテクト 四国工場、四国明治(株)、JAF香川支部、高松信用金庫、(株)タダノ、(株)T・D・S高松自動車学校、テーブルマーク(株)、(一財)阪大微生物病研究会、(株)百十四銀行、マックスパリュ西日本(株)、丸善工業(株)(五十音順)

問合せ先

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 TEL:087-832-3231

詳しくはHP [香川県 歩行者ファーストかがわ](#)



参加申込書(運転記録証明書交付申請書) 右面の記入例を参考にしてください。

- (1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)を切り取り、必要事項を記入し、印鑑を押印してください。
※参加申込書(1チーム用)、「参加申込書」(事業所・団体用)は、県HPからダウンロードできます。
- (2) 同一人物が重複して参加申込はできません。

参加費

(1) 郵便局から参加費を振り込む場合

郵便局備え付けの「**払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)**」に必要事項を記入の上、郵便局窓口またはATMから、**チームの参加費および払込手数料ならびに加算金額(現金利用時)の合計額**を払い込んでください。

- 例1: 参加費 3,000円(1チーム分)+払込手数料(窓口203円、ATM 152円)+[加算金額(110円)現金利用時]
 例2: 参加費60,000円(20チーム分)+払込手数料(窓口417円、ATM 366円)+[加算金額(110円)現金利用時]
 ※払込手数料は、5万円未満の場合は例1、5万円以上の場合は例2の手数料が必要です。
 ※ゆうちょ銀行の一部サービスの料金が新設・改定されていますので、払い込みの際、注意してください。

右面の記入例を参考にしてください。

【払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)】の記入事項

- 加入者名** かがわ交通安全活動推進実行委員会と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
- 口座番号** 01600-6-69044と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
- 金額欄** 例1:1チームの場合は、**¥3,000**を記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
例2:20チームの場合は、**¥60,000**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
- 通信欄** 例1:「参加チーム名」、「チームの代表者名」を記入してください。
例2:「事業所・団体の名称」、「参加チーム数」および「代表者名」を記入してください。
- 依頼人欄** 郵便番号、住所および氏名を記入してください。(振替払込請求書兼受領証には氏名を記入してください。)

(2) 受付窓口に直接参加費を持参する場合(土日、祝日を除く。)

- 実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内) 受付時間 8:30~17:15
- 一般財団法人香川県交通安全協会(高松市郷東町142番地1 TEL:087-832-9355) 受付時間 9:00~16:00

申込

(1) 郵送の場合

- ①「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を実行委員会事務局に送付してください。(FAX、メールの申込は不可)
※払込手数料をATMから振り込んだ場合は、利用明細票(コピー可)を送付してください。
 - ②後日、受付票およびステッカーをチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。
- ※「参加申込書」に添付した「振替払込請求書兼受領証」は返還できません。

(2) 持参の場合

- ①「参加申込書」および「参加費(現金)」を受付窓口に持参してください。
- ②現金領収証を発行し、参加者数分のステッカーを配付します。
- ③後日、受付票をチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

注意事項

(1) 参加資格

日本の運転免許証(原付のみも可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方でも、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ①長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方
- ②国際運転免許または仮免許証しか保有していない方
- ③実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかなる方
- ④高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

(2) 失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームを失格とします。

- ①実施期間中に運転免許の停止または取消処分を受けた場合
- ②実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合(※参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含みます。)
- ③その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

参加申込書(運転記録証明書交付申請書)の記入例

代理授与通知書

令和4年 7月 5日

私たち、歩行者ファーストかがわ2022の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2022に参加を申し込みます。

1. チーム名及び代表者

チーム名称	歩行者ファーストかがわ		チームの名称は15字以内です。
所在地 又は住所	(〒760-8570) ※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。 香川県高松市番町4-1-10		
代表者 氏名	勤務先(香川県危機管理総局くらし安全安心課)		
電話番号	(087)832-3231 (勤務先)・自宅 ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。		

※参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿(必ず3人全員分の記入・押印をお願いします)

整理番号	運転免許証の番号 有効期限	フリガナ 氏名	生年月日	印
1	81000000000000 (西暦)2027年2月20日	カガワ タロウ 香川 太郎	T・S・H 40年1月20日 男・女	(香川)
2	81111111111111 (西暦)2026年10月25日	カガワ ハナコ 香川 花子	T・S・H 42年9月25日 男・女	(香川)
3	81222222222222 (西暦)2025年12月12日	カガワ ジロウ 香川 次郎	T・S・H 2年11月12日 男・女	(香川)

※免許証の有効期限を確認しましょう。

申請日を記入してください。

郵便物を送付しますので、勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称を記入してください。

必ず全員が押印をしてください。

運転免許証の有効期限に注意しましょう。申込み、実施期間内に更新の方は、現在の有効期間を記入し、忘れずに更新してください。



払込取扱票

口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。

口座記号	00	口座番号(右詰めで記入)	01600-6	金額	69044
------	----	--------------	---------	----	-------

加入者名: かがわ交通安全活動推進実行委員会

例1: 歩行者ファーストかがわ
香川 太郎

例2: 「事業所・団体の名称」
「参加チーム数(例2は20)」
「代表者名」を記入

〒760-8570
香川県高松市番町4-1-10
(香川県危機管理総局くらし安全安心課)

依頼人: 香川 太郎

振替払込請求書兼受領証

口座記号	00	口座番号	01600-6	金額	69044
------	----	------	---------	----	-------

加入者名: かがわ交通安全活動推進実行委員会

金額: 例1: ¥30000
例2: ¥60000

おなまえ: 香川 太郎

依頼人: 香川 太郎

科金: 円

この部分を送付してください。(コピー可)

※ATMで振り込んだ場合は利用明細票を送付してください。(コピー可)

歩行者ファーストかがわ2022 ～目指せ!無事故・無違反～

参加申込書

(運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

(申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会

会 長 星合 洋一

事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号

電話番号 (087)832-3231



代理授与通知書

令和4年 月 日

私たち、歩行者ファーストかがわ2022の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2022に参加を申し込みます。

1. チーム名及び代表者

チーム名称		チームの名称は15字以内です。
代表者	所在地 又は住所地	(〒 -) ※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。
	氏名	勤務先 () ※代表者の氏名の記入のない場合、参加申込者名簿の1番の参加申込者を代表者とみなします。
	電話番号	() - 勤務先・自宅 ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印をお願いします》

整理番号	運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限	氏名		
1	(西暦) 年 月 日		T・S・H 年 月 日	
			男・女	
2	(西暦) 年 月 日		T・S・H 年 月 日	
			男・女	
3	(西暦) 年 月 日		T・S・H 年 月 日	
			男・女	

※免許証の有効期限を確認しましょう。

令和4年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第242回	8月20日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 ユープラザうたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜 6番丁88

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日(満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第242回(AM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日(満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第242回(AM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日(満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第242回(AM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

乗務員向け講習会のお知らせ

香川県トラック協会が開催する直近の乗務員向け講習会は次のとおりです。
詳しくは「7月の情報提供」(香ト協ホームページ-会員の皆様へ)を参照し、お申込み下さい。

○各種乗務員講習

概 要：貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき、運転者が遵守すべき事項に関する知識のほかトラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とした座学講習

開 催 日：【乗務員一般講習】 8月20日(土)

開催時間：午前の部 9:00～12:00

開催場所：ユープラザうたづ

定 員：10名

そ の 他：受講者が8名に達しない場合は、中止することがあります。

○初任運転者及び事故惹起運転者講習会

概 要：新たに雇い入れた運転者や交通事故を引き起こした運転者の再発防止に向けた運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とした義務講習

開 催 日：【初任運転者講習会】

7月14日(木)、8月4日(木)、8月25日(木)

【事故惹起運転者講習会】

7月7日(木)、9月15日(木)

開催時間：9:30～17:00

開催場所：四国交通共済会館

その他：初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。

令和4年7月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・14回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和4年 4月14日(木)	第8回 令和4年9月29日(木)
第2回 5月19日(木)	第9回 10月20日(木)
第3回 6月2日(木)	第10回 11月17日(木)
第4回 6月23日(木)	第11回 12月8日(木)
第5回 7月14日(木)	第12回 令和5年1月19日(木)
第6回 8月4日(木)	第13回 2月9日(木)
第7回 8月25日(木)	第14回 3月30日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和4年 4月21日(木)	第5回 令和4年11月10日(木)
第2回 5月26日(木)	第6回 令和5年 1月26日(木)
第3回 7月7日(木)	第7回 3月9日(木)
第4回 9月15日(木)	

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和4年	4月14日(木)		令和4年 9月29日(木)
終了		5月19日(木)		10月20日(木)
終了		6月 2日(木)		11月17日(木)
終了		6月23日(木)		12月 8日(木)
		7月14日(木)		令和5年 1月19日(木)
		8月 4日(木)		2月 9日(木)
		8月25日(木)		3月30日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和4年	4月21日(木)		令和4年 11月10日(木)
終了		5月26日(木)		令和5年 1月26日(木)
		7月 7日(木)		3月 9日(木)
		9月15日(木)		

※開講時間は、9:30～17:00(各回共通) ※ご希望の講習日にチェック(✓)をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

令和4年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

安全は 急がず焦らず怠らず

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等

を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並

びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

② 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ 熱中症予防に関する教育の実施

カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

厚生労働省委託事業 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業
トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム

TRY! TRUCK!! TRANSPORT!

新たなキャリアに、トライしよう。



説明会開催日はWebサイトでご確認ください

35歳～54歳の“就職氷河期世代”の方が対象!

トラックドライバーに必要な
運転免許・知識の習得と業界への就職を

無料^{*}で支援します!

*免許証交付費等、一部費用を除きます。

トラック輸送に必要な大型運転免許の取得から就職まで
新たなキャリアへのチャレンジをサポートします!

公益社団法人全日本トラック協会では、令和2年9月より、厚生労働省より受託した就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の募集を開始いたしました。

本事業は、トラックの運転に必要な大型・中型・準中型免許の取得から、業界知識の習得(座学講座)、職場体験等を組み合わせた「出口一体型」のプログラムとなっており、令和2年度から令和4年度までの3ヶ年の事業として実施いたします。現在、求職中の方はもちろん、非正規雇用労働者の方でもご参加いただけます。トラック運送業界に関心のある方は、ぜひお申し込みください。



以下の費用については、本プログラムには含まれません。訓練生ご自身にて負担いただく必要があります。

・仮免申請交付料・免許証交付手続き費用・教習所ごとのオプションに係る料金 ・自宅・訓練施設間の交通費・訓練期間中に加入する保険料等

会員事業者各位

(公社) 全日本トラック協会
(一社) 香川県トラック協会

令和4年度
厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
実施について（ご案内）

全日本トラック協会及び香川県トラック協会では、昨年度に引き続き、標記事業を実施します。本事業は、就職氷河期世代（35歳～54歳）の求職者に対し、大型、中型、準中型のいずれかの運転免許取得とトラック運送業に関する基礎知識の講習等を無料で提供し、さらに求人のあるトラック運送会社とのマッチングにより、正社員としての就職を支援するものです。

会員事業者におかれましては、免許取得者を採用できる機会となりますので、是非とも本事業をご活用ください。

また、現在貴社が雇用している就職氷河期世代の非正規雇用労働者も本事業の対象となります。（本事業の支援により免許を取得し正社員として採用。詳しい条件等は、下記問合せ先でご確認ください。）

なお、事業者向け説明動画を特設HPに掲載しましたので、ご視聴いただければ幸いです。

記

※本事業の概要は「資料1：実施概要」及び「資料2：スキーム図」を、具体的な手続きの流れについては「資料3：登録から採用までの手続きの流れ」をご覧ください。

※資料3に記載しておりますが、本事業にご参加いただく場合、ハローワークに求人票を提出（求人情報の登録）していることが前提となります。その後、本事業特設HPより申込登録を行ってください。

○特設HP URL <https://truck-driverlicense.jp/>
(全ト協HP トップページのバナーからリンクしています)

○事業者向け説明動画 URL https://www.youtube.com/watch?v=IgGD_UYZjZQ

【本事業に関するお問合せ先】

○求人票の登録、訓練生の申込み、説明会の開催等各種対応について
就職氷河期世代支援事業事務局（アデコ株式会社）野口・篠木 TEL 0120-934-312

○本事業の主旨等について

(公社) 全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056
(一社) 香川県トラック協会 管理課 TEL 087-851-6381

令和4年度
厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース」
～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～
実施概要

1. 事業の目的

トラック運送業界は、今後働き方改革における時間外労働の上限規制適用により、ドライバー不足がさらに顕著になると想定されることから、大型自動車、中型自動車及び未経験者でも運転可能な準中型自動車を運転できる免許の取得を促進し、併せて、入社後の即戦力として運転業務に必要な「物流基礎知識」や「安全運転知識」等の座学訓練を実施し、求職者の希望にあった事業者への就職を支援することで、業界が抱える人材確保対策や就職氷河期世代の人達を運転者として採用することにより、安定就労につなげることを目的とする。

2. 事業の内容

トラック運送事業者に就職を希望する就職氷河期世代の求職者（未就労者、非正規雇用者）に対し、大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許の資格を取得させるため、指定自動車教習所に通所させるとともに、「物流基礎知識」、「安全運転知識」等の座学訓練及び職場体験（動画視聴）を実施するとともに、ハローワーク及び本事業に登録した貨物自動車運送事業者への就職を支援する。

3. 事業の実施期間

令和2年8月～令和5年3月（令和4年度は、左記実施期間の3カ年目）

4. 訓練の実施規模

令和4年度の訓練生の募集予定人数：250人

※募集予定人数に達した時点で、受付終了

5. スケジュール（予定）

令和4年度は、3期程度（①4～7月、②6～8月、③8～11月）に分けて、求職者向け説明会、募集及び訓練を実施予定

6. その他

- ・本事業の求職者（訓練生）における運転免許取得費用は、厚労省からの委託費により、当協会より各教習所に直接支払われます。
- ・本事業については、人材派遣会社のアデコ株式会社の協力により実施いたします。
- ・本事業の実施状況は、順次、氷河期事業専用 HP に掲載いたします。

（氷河期事業専用 HP：<https://truck-driverlicense.jp/>）

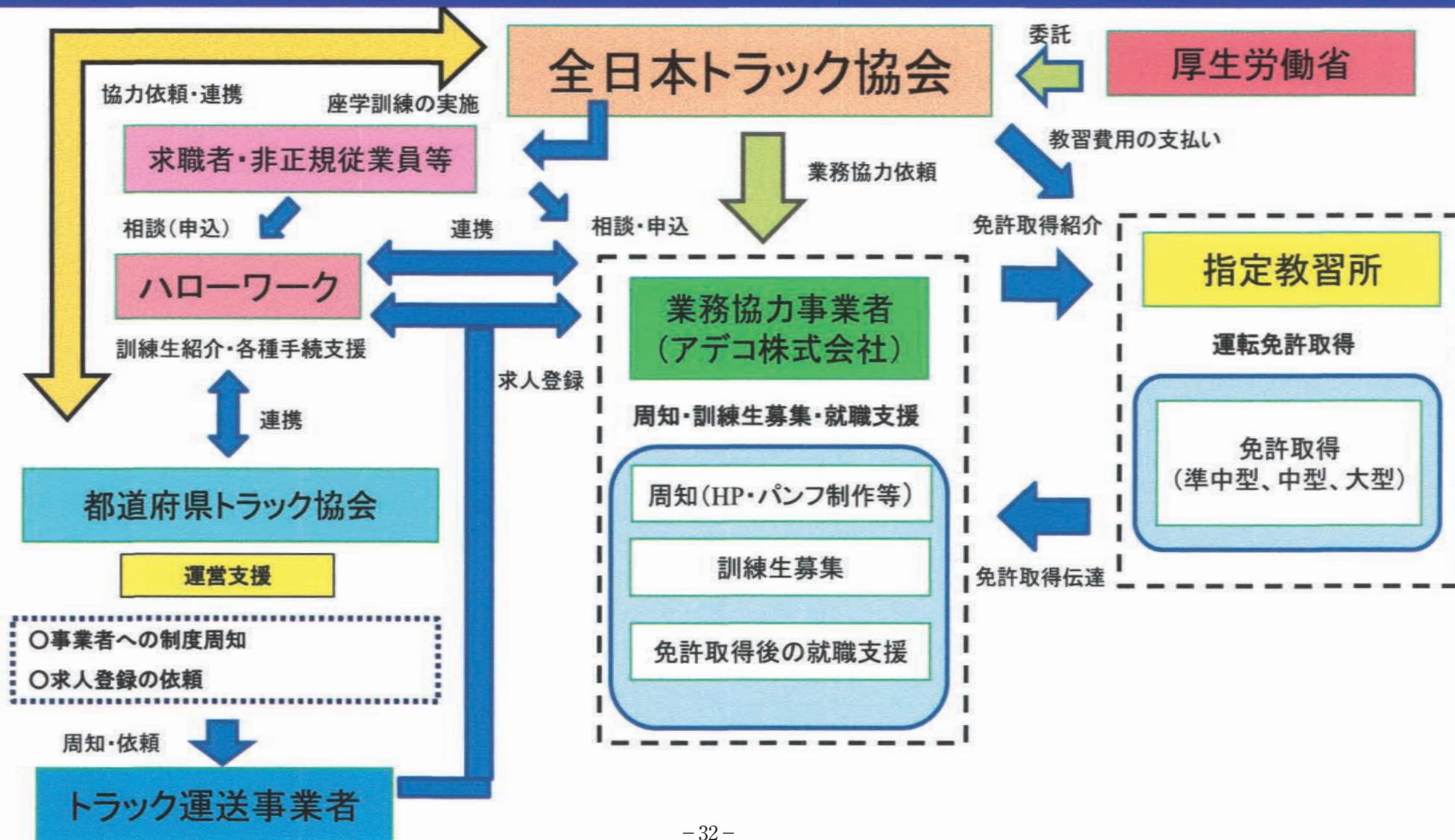
【本件にかかる問い合わせ先】

就職氷河期世代支援事業事務局（アデコ株式会社）野口、篠木 TEL 0120-934-312
(公社) 全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

以上

令和4年度

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～ スキーム図



令和4年度 厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」
 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～

<登録から採用までの手続きの流れ(会員事業者向け)>

流 れ		求職者(訓練生)	会員事業者	備 考
1	申込み(登録) (随時受付)	特設HPより申込	①ハローワークへ求人票の提出 (求人情報の登録) ↓ ②特設HPより登録(随時登録可能)	既にハローワークに求人票を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。
2	事業説明会	求職者向け説明会に参加(必須)		
3	キャリアコンサルティング	キャリアコンサルティングを受ける		
4	訓練① 資格取得 準中型、中型、大型いずれかの運転免許取得	①教習所に入所 ②運転免許試験場にて運転免許取得		
5	訓練② 座学訓練	トラック運送業に関する基礎知識等の講習を受講		
6	訓練③ 職場見学・職場体験	全ト協が配信する業界の業務を紹介した動画を視聴し、レポートを提出		職場見学・職場体験の実施 (動画視聴、レポート確認)
7	採用試験・面接	ハローワークを通じて、本事業に登録している事業者の中から、就職を希望する事業者の採用試験の申込み	正社員としての採用試験の実施	

香労発基 0602 第 2 号
令和 4 年 6 月 2 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
香川県支部長 殿

香川労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

皆様におかれましては、平素より労働行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿にばく露した労働者等が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者等やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和 3 年 5 月 17 日に出されました。同判決では、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨等とされました。

そのため、同判決を踏まえ、労働者以外の者に対する保護措置を新たに定める労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 4 月 15 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりです。これまで労働安全衛生法の保護対象としてこなかった労働者以外の者に対して、新たに事業者措置義務を課す改正となりますので、関係する事業者、一人親方等に十分に周知が図られますよう、皆様におかれましては、傘下の会員の皆様など関係する団体、事業者等に対する周知にご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、周知に活用いただけるよう、パンフレットも併せてお送りいたします。

また、関連情報は以下の厚生労働省 HP に掲載しておりますので、併せてご参照・周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html

記

第 1 改正の趣旨

石綿にばく露した労働者等が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者等やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した「建設アスベスト訴訟」の最高裁

判決が令和3年5月17日に出されました。

同判決においては、以下①及び②に示すとおり、これらの点について、国が規制権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠き、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の適用上違法とされました。

① 掲示義務規定（法第22条に係る特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第38条の3の規定）は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における掲示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。

② 省令を制定して、事業者に対し、石綿含有建材を使う建設現場における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的内容及び症状等、並びに防じんマスクを着用する必要があることについて、より具体的に記載することを義務付けるべきであった。

このため、本省令改正においては、①等を踏まえ、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護措置を図るとともに、②を踏まえ、有害性の警告表示の内容の適正化を図る観点から、法第27条に基づく法第22条に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号。以下「四アルキル鉛則」という。）、特化則、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号。以下「高圧則」という。）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号。以下「酸欠則」という。）、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染則」という。）（以下「11省令」と総称する。）の規定を改正するものです。

なお、同判決においては、現行の法第22条の解釈として、その保護対象は労働者以外にも及ぶとされたことから、一人親方等に係る保護措置については、法改正を必要とするものではなく、同条に係る省令の規定を改正することとされたものです。

第2 改正の概要

1 改正の要点

法第22条に規定する健康障害を防止するため、11省令を改正し、当該健康障害に係る業務又は作業を行う事業者に対して、

- ・ 当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す
- ・ 当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す

こととし、具体的には次の（１）から（５）までのとおりとしたこと。

（１）健康障害防止のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア 設備の稼働に関する配慮義務の新設（改正省令による改正後の有機則（以下「改正有機則」という。）第 18 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項、改正省令による改正後の鉛則（以下「改正鉛則」という。）第 32 条第 2 項、改正省令による改正後の四アルキル鉛則（以下「改正四アルキル鉛則」という。）第 6 条第 4 項、第 7 条第 3 項、第 11 条第 2 項第 1 号及び第 12 条第 3 項第 1 号、改正省令による改正後の特化則（以下「改正特化則」という。）第 8 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 22 条の 2 第 2 項及び第 38 条の 13 第 4 項第 2 号、改正省令による改正後の酸欠則（以下「改正酸欠則」という。）第 5 条第 2 項、第 21 条第 4 項第 1 号、第 23 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 25 条の 2 第 2 項、改正省令による改正後の粉じん則（以下「改正粉じん則」という。）第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに改正省令による改正後の石綿則（以下「改正石綿則」という。）第 17 条第 2 項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備を設け、一定の条件の下に稼働させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人のみが業務又は作業を行うときは、これらの設備を一定の条件の下に稼働させること等について配慮しなければならないこととしたこと。

イ 設備の使用等に関する配慮義務の新設（改正鉛則第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 49 条第 3 項、改正四アルキル鉛則第 16 条第 7 項、改正特化則第 4 条第 3 項及び第 38 条の 12 第 2 項第 1 号並びに改正石綿則第 46 条第 2 項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、保護具等の保管設備、汚染を洗浄するための設備、遠隔操作のための隔離室等を設け、労働者に使用させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、これらの設備を当該請負人に使用させる等の必要な配慮をしなければならないこととしたこと。

ウ 設備の整備等に係る措置に関する配慮義務の新設（改正有機則第 26 条第 2 号及び第 7 号、改正四アルキル鉛則第 6 条第 4 項、第 7 条第 1 項及び第 11 条第 2 項第 1 号、改正特化則第 22 条第 2 項及び第 22 条の 2 第 2 項、改正酸欠則第 13 条第 2 項、第 20 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項、第 23 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 25 条の 2 第 2 項並びに改正粉じん則第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業に係る設備や原材料等について、一定の措置を講ずる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に関してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこととしたこと。

エ 設備の設置等に関する義務及び配慮義務の新設（改正省令による改正後の高圧則（以下「改正高圧則」という。）第8条第1項及び第3項、第9条、第14条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第3項、第19条第1項及び第2項、第20条、第27条、第28条、第29条、第30条、第32条、第33条第1項、第36条並びに第42条関係）

事業者は、潜水業務又は高圧室内業務を行うときは、特定の設備を設け、又は当該設備に関して必要な措置を講ずる義務があるところ、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこと又は当該請負人もこれらの措置の対象としなければならないこととしたこと。

(2) 作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

ア 作業方法に関する周知義務の新設（改正省令による改正後の安衛則（以下「改正安衛則」という。）第592条の3第2項、第592条の4第2項及び第608条第2項、改正鉛則第40条第2項及び第3項、第41条第2項、第42条第2項、第46条第2項並びに第58条第8項、改正四アルキル鉛則第2条第3項第3号、第4条第3項第1号、第5条第3項第1号、第8条第3項第1号、第9条第4項第1号、第13条第3項並びに第16条第2項及び第6項、改正特化則第4条第3項及び第5項、第12条第2項、第12条の2第2項、第20条第2項、第22条第3項及び第4項、第38条の5第2項、第38条の10第6号、第38条の12第2項、第38条の13第3項第1号、第38条の15第2項、第38条の16第2項、第38条の19第2項並びに第38条の20第4項第1号及び第6項、改正高圧則第25条の2第3項、改正省令による改正後の電離則（以下「改正電離則」という。）第4条第3項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第4項及び第5項、第7条の3第4項、第8条第7項及び第8項、第18条の10第2項、第41条の11第2項、第41条の12第2項、第41条の13第2項並びに第45条第4項及び第5項、改正石綿則第6条の2第2項及び第3項第3号、第6条の3、第13条第3項並びに第46条第2項並びに改正省令による改正後の除染則（以下「改正除染則」という。）第3条第3項、第4条第2項、第5条第9項から第11項まで、第12条第2項、第25条の2第3項、第25条の3第2項並びに第25条の4第5項及び第6項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、一定の作業方法による義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、一定の作業方法により当該業務又は作業を行う必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

イ 特定の作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設（改正安衛則第327条第2項、第592条の5第3項、第593条第2項、第594条第2項及び第595条第2項、改正有機則第9条第2項、第13条の2第1項第3号、第18条の2第1項第3号、第32条第2項及び第33条第2項、改正鉛則第58条第2項、第4項及び第6項並びに第59条第2項、改正四アルキル鉛則第2条第3項第1号及び第2号、第4条第3項第2号、第5条第3項第2号、第6条第5項、第7条第1項、第8条第3項第2号、第9条第4項

第2号及び第3号、第10条第3項、第11条第2項第2号及び第4項並びに第12条第3項第2号、改正特化則第6条の2第1項第3号、第22条第3項、第22条の2第2項、第38条の7第2項、第38条の13第4項第4号、第38条の14第1項第2号及び第11号ハ、第38条の19第2項、第38条の20第4項第2号、第38条の21第6項及び第8項並びに第44条第2項及び第4項、改正高圧則第37条第2項及び第4項、改正電離則第26条、第38条第3項、第39条第3項、第40条第2項及び第41条の8の2第2項、改正酸欠則第5条の2第3項、第6条第4項、第16条第3項、第21条第4項第2号及び第23条の2第3項第2号、改正粉じん則第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項、第24条第2項並びに第27条第2項及び第4項、改正石綿則第10条第3項並びに第14条第2項及び第4項並びに改正除染則第16条第3項関係)

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

ウ 特定の場所における保護具使用の必要性に関する周知義務の新設（改正有機則第13条の3第5項第4号及び第28条の3第4項、改正鉛則第23条の3第5項第4号、第39条第2項及び第52条の3第4項、改正特化則第6条の3第5項第4号、第36条の3第4項、第38条の17第1項第1号及び第38条の18第1項第1号、改正粉じん則第26条の3第4項並びに改正石綿則第38条第4項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業を行う場所で作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

エ 汚染の除去等に関する周知義務の新設（改正有機則第26条第4号及び第30条の4第2項、改正鉛則第34条の2、第42条第2項、第47条第2項、第49条第3項、第50条第2項及び第56条第2項、改正四アルキル鉛則第15条の2、第16条第4項、第18条第2項並びに第25条第3項及び第4項、改正特化則第38条第3項、第38条の7第2項、第38条の13第2項並びに第42条第2項及び第4項、改正電離則第30条第4項、第41条第2項及び第44条第3項、改正酸欠則第17条第2項、改正石綿則第32条の2第2項及び第46条第4項並びに改正除染則第11条第3項、第17条第2項及び第25条の7第3項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業に関して労働者が有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をさせる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をする必要がある旨を周知させなければならないこととしたこ

と。

オ 特定の疾病罹患時等の作業従事禁止に関する周知義務の新設（改正鉛則第 57 条第 2 項、改正四アルキル鉛則第 26 条第 2 項並びに改正高圧則第 18 条第 4 項、第 27 条及び第 41 条第 2 項関係）

事業者は、特定の疾病に罹患等している労働者を、特定の危険有害業務又は作業に従事させてはならないところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定の疾病に罹患等しているときは、特定の危険有害業務又は作業に従事してはならない旨を周知させなければならないこととしたこと。

(3) 場所に関わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大（改正安衛則第 585 条第 1 項及び第 609 条、改正有機則第 27 条第 2 項及び第 35 条第 1 号、改正鉛則第 39 条第 2 項、改正四アルキル鉛則第 2 条第 1 項第 2 号、第 19 条及び第 20 条第 2 項、改正特化則第 25 条第 5 項第 1 号、第 38 条の 13 第 4 項第 5 号、第 38 条の 14 第 1 項第 5 号、第 7 号ハ、第 9 号ハ及び第 12 号並びに第 2 項第 2 号並びに第 38 条の 19 第 1 項第 10 号、改正高圧則第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 25 条、改正電離則第 18 条第 1 項及び第 4 項、第 18 条の 2 並びに第 42 条第 3 項、改正酸欠則第 9 条第 1 項、改正粉じん則第 24 条の 2 並びに改正石綿則第 15 条関係）

事業者は、特定の危険有害な環境にある場所、特定の危険有害な物を取り扱う場所又は特定の危険有害な物が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

イ 事故等発生時の退避の対象拡大（改正有機則第 27 条第 1 項、改正四アルキル鉛則第 20 条第 1 項及び第 3 項、改正特化則第 23 条第 1 項並びに第 38 条の 14 第 1 項第 7 号ロ、第 10 号ホ及び第 11 号ロ、改正高圧則第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項、改正電離則第 42 条第 1 項並びに改正酸欠則第 14 条第 1 項関係）

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に健康障害のおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととしたこと。

ウ 特定の場所での喫煙及び飲食の禁止の対象拡大（改正鉛則第 51 条第 1 項、改正特化則第 38 条の 2 第 1 項、改正電離則第 41 条の 2 第 1 項、改正石綿則第 33 条第 1 項及び改正除染則第 18 条第 1 項関係）

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有

無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

エ 特定の場所における入退出時等に講ずる措置の対象拡大(改正高圧則第10条の2及び改正酸欠則第8条第2項関係)

事業者は、特定の場所に労働者を立ち入らせるとき、特定の場所から労働者を退出させるとき等は、一定の措置を講ずる義務があるところ、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を当該措置の対象としなければならないこととしたこと。

(4) 有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア 有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大(改正有機則第24条第1項、改正特化則第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号並びに改正石綿則第34条関係)

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、必要な事項について労働者が見やすい箇所に掲示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示しなければならないこととしたこと。

イ 有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し(改正有機則第24条第1項、改正特化則第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号並びに改正石綿則第34条関係)

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する義務があるところ、掲示すべき事項のうち、「特定の有害物の人体に及ぼす作用」を「特定の有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改めるとともに、「保護具を使用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加したこと。

ウ 有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大(改正安衛則第592条の8、改正鉛則第51条の2、改正四アルキル鉛則第21条の2及び改正粉じん則第23条の2関係)

事業者が有害物の有害性等を掲示しなければならない義務は、有機則、特化則、石綿則に規定されていたところ、改正安衛則(ダイオキシン類関係)、改正鉛則、改正四アルキル鉛則及び改正粉じん則にも同様の規定を設けたこと。

エ 特定の場所における掲示等による必要事項の周知の対象拡大(改正安衛則第583条の2及び第595条第4項、改正有機則第25条第1項、改正特化則第17条及び第38条の19第1項第7号、改正高圧則第21条第3項、改正電離則第3条第5項及び第54条第4項、改正石綿則第3条第6項並びに改正除染則第7条第3項及び第4項並びに第25条の6第2項関係)

事業者は、特定の場所について、装置故障時の連絡方法、事故発生時の応

急措置等必要な事項を労働者が見やすい箇所に掲示又は明示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示又は明示しなければならないこととしたこと。

(5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第 585 条第 2 項及び改正酸欠則第 9 条第 2 項関係）

労働者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、(3) アにより新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととしたこと。

イ 労働者以外の者による喫煙及び飲食禁止の遵守義務の対象拡大（改正鉛則第 51 条第 2 項、改正特化則第 38 条の 2 第 2 項、改正電離則第 41 条の 2 第 2 項、改正石綿則第 33 条第 2 項及び改正除染則第 18 条第 2 項関係）

労働者は、特定の場所では喫煙又は飲食してはならないとされているところ、(3) ウにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、喫煙又は飲食してはならないこととしたこと。

ウ 特定の場所における入退出時の汚染等の除去義務の対象拡大（改正鉛則第 45 条第 3 項、改正特化則第 37 条第 3 項、改正電離則第 31 条第 4 項及び第 5 項並びに第 32 条第 3 項及び第 4 項、改正粉じん則第 23 条第 3 項、改正石綿則第 28 条第 3 項並びに改正除染則第 14 条第 4 項及び第 5 項並びに第 15 条第 3 項及び第 4 項関係）

労働者は、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去する義務があるところ、労働者以外の者も含め、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去しなければならないこととしたこと。

2 留意事項

(1) 重層請負関係にある場合の措置義務者とその対象者

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されることとなるが、これらの義務は、事業者が請負契約を締結している相手方に対する義務であること。従って、危険有害作業を重層請負により行う場合の義務については、例えば三次下請事業者までが当該業務又は作業に従事する場合においては、元請事業者から請け負って実施する一次下請事業者は二次下請事業者に対する義務を負い（三次下請業者に対する義務は生じない。）、二次下請事業者は三次下請事業者に対する義務を負うものであること。

また、改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて周知、立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者が義務を負うものであること。ただし、第 3 の 1 の (3) イ (エ) 及び (4) イ (イ) にあるとおり、危険有害業務又は作業を複数の事業者が共

同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示や掲示を行っても差し支えないこと。

(2) 改正省令における請負人の定義

改正省令に規定する請負人には、労働者を使用しない個人事業者（建設業のいわゆる「一人親方」も含む。以下同じ。）も含まれること。

(3) 業務又は作業の全部を請負人に請け負わせる場合の取扱い

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、事業者が当該業務又は作業の全部を請負人に請け負わせるときは、当該事業者は法第 22 条の適用対象とはならない（当該業務又は作業の発注者という立場になる）ことから、改正省令により新たに課される義務の対象とならないこと。

(4) 請負人のみが業務又は作業を実施する場合の措置

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、当該請け負わせた業務又は作業において、一時的に又は一定の日等について、労働者が当該業務又は作業に従事せず、請負人のみが従事する場合であっても、これらの義務は適用されること。

(5) 安全確保のための設備等の設置に係る措置

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備等を設ける義務があるところ、労働者を当該業務又は作業に従事させる時点でこれらの必要な設備等は設置されることから、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合に、重ねて当該請負人も対象とした設備等の設置義務を課す改正は行わないこととしたこと。

(6) 措置の対象となる作業場所の範囲

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて周知、立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務が及ぶ場所の範囲は、当該業務又は作業が行われている一定の区切られた範囲（当該危険有害業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）であること。

なお、当該範囲は、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた範囲と、異なるものとなるものではないこと。

(7) 家族従事者に対する措置

法第 2 条第 2 号の規定により、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者（以下「家族従事者」という。）は労働者には含まないこととされているため、家族従事者は法の直接的な措置対象とはなっていないが、個人事業者がこれらの者の安全衛生の確保を図ることは重要である。

改正省令により、事業者の行う業務又は作業の一部を請け負う個人事業者も

労働者と同等の保護措置の対象となり、安全衛生の確保に必要な配慮や情報の周知等を受けることができることとなることから、個人事業者は、これらの措置の活用等により、自らが使用する家族従事者に対して、事業者が労働者に対して行う措置と同等の措置を行うことが重要である。

(8) 元方事業者の講ずべき措置

改正省令は、法第 27 条に基づき法第 22 条に係る事業者の講ずべき措置を定めたものであり、元方事業者に係る措置義務等は新設されていない。

しかしながら、法第 29 条第 1 項においては、関係請負人が法やそれに基づく命令（改正省令により改正された 11 省令を含む。）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされており、改正省令により義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合には、当該指示の対象となるものであること。

おって、個人事業者は、法第 29 条第 2 項の「関係請負人の労働者」には該当しないこと。

(9) 特別教育に係る配慮

事業者は、労働者を従事させるときに特別教育を行うことが義務付けられている業務（安衛則第 36 条第 20 号の 2 から第 29 号まで及び第 34 号から第 38 号までに掲げる業務）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、労働者に対して特別教育を実施する場合に併せて当該請負人やその労働者等にも受講の機会を提供する、特別教育実施機関を紹介する等の配慮を行うことが望ましいこと。

(10) 作業主任者の職務の範囲

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 1 号、第 5 号、第 5 号の 2 及び第 18 号から第 23 号までの作業に係る作業主任者は、作業に従事する労働者を指揮等する者であることから、事業者が当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合における当該請負人に対する措置は、作業主任者の職務には含めていないこと。

3 施行期日

改正省令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

第 3 細部事項

改正安衛則、改正有機則、改正鉛則、改正四アルキル鉛則、改正特化則、改正高圧則、改正電離則、改正酸欠則、改正粉じん則、改正石綿則及び改正除染則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。

1 各省令に共通する事項

(1) 安全確保のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

局所排気装置といった設備等の稼働等については、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせた場合において、基本的には労働者と当該請負人が当該

業務又は作業に従事することとなるが、労働者が一時的に又は一定の日等において当該業務又は作業に従事せず、当該請負人のみが従事する場合も想定される。この場合に、必ずしも事業者が設備等の稼働等の措置を行わず、請負人に対して設備等の使用等を許可する（請負人自身において稼働させる）こと等の他の手段も考えられることから、事業者に対する直接的な措置義務とせず、配慮義務としたものであること。

なお、当該配慮義務は、何らかの手段で、労働者と同等の保護措置が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されているものであること。

イ 解釈等

(ア) 設備の稼働に関する配慮義務の新設

- ① 「稼働させること等について配慮しなければならない」という規定の配慮義務には、事業者が設備を稼働させることのほか、請負人に対し、請負人が当該設備を稼働させることを許可すること、請負人に対し当該設備の稼働について助言すること等が含まれること。
- ② 「換気装置により（中略）換気し、作業中も当該装置により換気続けること等について配慮しなければならない」という規定の配慮義務には、事業者が換気装置により換気することのほか、請負人に対し、請負人が当該換気装置を使用して換気することを許可すること、請負人に対し当該換気装置を使用した換気の実施について助言すること等が含まれること。

(イ) 設備の使用に関する配慮義務の新設

「〇〇（設備）を使用させる等適切に△△（措置）が行われるよう必要な配慮をしなければならない」という規定の配慮義務には、請負人に〇〇を使用させることのほか、請負人に対し、請負人が△△を行うことができる場所を提供することが含まれること。

(ウ) 設備に係る措置に関する配慮義務の新設

- ① 「〇〇（設備）について、△△（措置）すること等について配慮する」という規定の配慮義務には、事業者が〇〇に△△することのほか、請負人に対し、請負人が〇〇に△△することを許可すること、請負人に対し△△について助言すること等が含まれること。
- ② 「作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮する」という規定の配慮義務には、事業者が監視者を配置することのほか、請負人が監視者を置くことを許可することが含まれること。

(エ) 潜水業務又は高圧室内業務に関する配慮義務等の新設

下記 2 の（5）高気圧作業安全衛生規則（改正省令第 6 条関係）を参照のこと。

(2) 作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

(ア) 事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場合に、当該業務又は作業に従事する労働者に対して、健康障害を防止するために特定の方法による作業の実施、保護具の使用、汚染の除去、特定の疾病に罹患している等

の特定の者の作業従事の禁止等を行う義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときにおいて、当該請負人に対して事業者が指揮命令を行うことはできないため、請負人についてはこれらの措置を講ずる必要があることを周知させなければならないこととしたこと。

(イ) 事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、当該業務又は作業に従事する労働者以外の労働者も含め、全ての労働者に保護具を使用させる義務があるところ、当該場所で作業に従事する労働者以外の者に対して、事業者が指揮命令を行うことはできないため、労働者以外の者については、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

(ウ) 事業者は、請負人ほか労働者以外の者に対して保護具の使用に係る周知を行う際には、当該者が適切な保護具を選択できるよう、労働者に使用させる保護具の種類や性能等について情報提供することが望ましいこと。

イ 解釈等

(ア) 周知の方法

事業者は、以下のいずれかの方法により周知させなければならないこと。なお、周知させる内容が複雑な場合等で④の口頭による周知が困難なときは、以下の①～③のいずれかの方法によること。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示又は備えつけることによる周知
- ② 書面を交付すること（請負契約時に書面で示すことも含む。）による周知
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場所に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することによる周知
- ④ 口頭による周知

(イ) 請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実に当該措置を実施することが重要であること。

また、個人事業者が家族従事者を使用するときは、個人事業者は当該家族従事者に対して、必要な措置を確実に実施することが重要であること。

(ウ) 周知に係る事業者の義務の範囲

改正省令により設けられた事業者による周知は、周知の内容を請負人等が理解したことの確認までを求めるものではないが、確実に必要な措置が伝わるように分かりやすく周知することが重要であること。その上で、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等、必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者に求めるものではないこと。

(エ) 作業計画について

高圧則第 12 条の 2、石綿則第 4 条及び除染則第 8 条に規定する作業計画については、作業の方法等の事項を示すこととされているが、当該作業

の方法は、作業を行う事業者と、当該作業の一部を請け負う請負人とで必ずしも同一ではないことから、改正省令において、作業計画について請負人に対して周知させる義務は課さないこととしたこと。ただし、作業計画のうち、労働者や請負人の健康障害を防止するために、請負人に対しても周知させる必要がある事項については、周知させることが望ましいこと。

(3) 場所に関わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

- (ア) 事業者は、労働者に対して、特定の場所への立入りの禁止、事故等発生時の退避、特定の場所での喫煙及び飲食の禁止、特定の場所への立入り又は特定の場所からの退出時の措置を行う義務があるところ、これらの措置は、場所の危険性の観点から健康障害防止を図るための措置として義務付けられているものである。このため、労働者以外の者であっても、当該場所で作業に従事する者には等しく適用されるべきものであることや、これらの措置は指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権限に基づいて行うものであることから、労働者以外の者も、これらの措置義務の対象に追加したものであること。
- (イ) 立入り又は喫煙及び飲食の禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められるところ、改正省令により、改めて表示による禁止も含まれることを条文上明示したこと。なお、これは表示による禁止も可能であることを改めて条文上明示したに過ぎず、表示による禁止が最も適切である等の趣旨を表したのではないこと。

イ 解釈等

(ア) 措置義務の対象に含まれる者の範囲

改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいい、次に掲げる者が含まれること。

- ① 当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
- ② 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方
- ③ 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④ 当該場所に荷物等を搬入する者

(イ) 立入り、喫煙等の禁止の方法

立入り又は喫煙及び飲食の禁止を表示で行う場合は、対象となる全ての者に確実にその旨が伝わるということが重要であることから、見やすい箇所に分かりやすく表示する必要があること。

立入り等の禁止の方法のうち、表示以外の方法としては、ロープ、柵等で入れないようにする方法、出入口を施錠する方法などがあること。

(ウ) 立入り、喫煙等の禁止、退避等の措置に係る事業者の義務の範囲

事業者が、表示その他の方法で立入り又は喫煙及び飲食を禁止している場所について、作業に従事する者が当該表示を無視して、当該場所に立ち

入った場合や当該場所で喫煙又は飲食した場合において、その立入りや喫煙等についての責任を当該事業者を求めるものではないこと。

また、労働者以外の者に対して事業者が退避を求めたにも関わらず、当該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者を求めるものではないこと。

(エ) 同一場所に措置義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について立入り又は喫煙及び飲食の禁止を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても差し支えないこと。

(4) 有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

(ア) 有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所について、労働者に対して、当該有害物の有害性等を周知させるために掲示を行う義務があるところ、当該有害物によって健康障害が生ずるおそれは、労働者以外の者についても同様であることから、労働者以外の者も含め、当該場所において作業に従事する者について、掲示による周知義務の対象としたものであること。

(イ) 有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し

掲示すべき事項として、「(特定の有害物の) 人体に及ぼす作用」を掲示する義務があったところ、当該掲示では、有害物の有害性に対する記載が具体的でなく、注意喚起としての効果が十分に得られない可能性があることから、より具体的な内容として、「(特定の有害物により) 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」を記載しなければならないこととしたこと。

また、保護具の使用が必要である場合において、確実に必要な保護具が使用されるようにするため、保護具を使用しなければならない旨を掲示すべき事項に追加したこと。

(ウ) 有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大

有害物の有害性等に関する掲示は、有機則、特化則及び石綿則に規定されていたところ、当該掲示に係る規定が置かれていなかった安衛則（ダイオキシン類関係）、鉛則、四アルキル鉛則及び粉じん則についても、有害物を取り扱う場所において、その有害性等を当該場所で作業に従事する者に対し、掲示により周知させる必要性が同様にあることから、これらの省令についても同様の掲示規定を設けたこと。

(エ) 特定の場所における掲示による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、特定の場所について、健康障害を防止するため、労働者に対して、必要事項を周知させるために掲示を行う義務があるところ、健康障害が生ずるおそれは労働者以外も同様であることから、当該場所において作業に従事する者については、労働者以外の者も掲示による周知義務の対象に追加したものであること。

イ 解釈等

- (ア) 有害物ごとに掲示すべき内容
別途示す内容により掲示を行う必要があること。
- (イ) 同一場所に掲示義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い
危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について掲示を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で掲示を行っても差し支えないこと。

(5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 改正の趣旨

改正省令により、事業者による立入禁止、喫煙及び飲食の禁止並びに特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときの汚染等の除去の措置対象に、労働者以外の者であって作業に従事する者も追加されたことを受け、労働者以外の者にもこれらの措置を確実に遵守させる必要があることから、労働者に加えて、労働者以外の者についてもこれらの措置に係る遵守義務を設けたこと。

イ 解釈等

労働者以外の者については、立入禁止、喫煙及び飲食の禁止、汚染等の除去についての遵守義務について、罰則はないこと。

2 省令ごとの特記事項（共通事項以外）

(1) 労働安全衛生規則（改正省令第1条関係）

ア 改正安衛則第608条第2項関係

「ふく射熱からの保護措置」として、事業者が労働者以外の者も対象に有効な防護壁を設置する等の措置を講じた場合には、本項に基づく周知を重ねて行う必要はない趣旨であること。

イ 改正安衛則第609条関係

「炉の修理に係る作業」とは、炉を直接修理する作業に限らず、炉の修理に際しての炉内の原材料等の搬出や修理前の清掃作業等も含まれる趣旨であること。

ウ 安衛則第617条関係

熱中症の予防には、喉の渇きにかかわりなく、定期的に水分及び塩分を摂取することが重要であるため、多量の発汗を伴う作業場に備えた塩及び飲料水については、改正省令の改正趣旨に鑑み、労働者に限らず、当該作業場で作業に従事する者が摂取できるよう配慮することが望ましいこと。

(2) 有機溶剤中毒予防規則（改正省令第2条関係）

ア 改正有機則第26条関係

改正有機則第26条第1号及び第6号における作業開始前の措置について、

作業開始時点では労働者がおらず、有機溶剤業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、それぞれ同条第2号及び第7号において、第2の1(1)ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

(3) 四アルキル鉛中毒予防規則（改正省令第4条関係）

ア 改正四アルキル鉛則第6条第4項関係

改正四アルキル鉛則第6条第1項第1号から第5号までにおける作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、同項の業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、同条第4項において、第2の1(1)ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

イ 改正四アルキル鉛則第20条第2項関係

本項に規定する「関係者以外の作業に従事する者」の「関係者」とは、被害者の救出、緊急時の物品等の持ち出し、汚染除去又は修理等の作業のためにやむを得ず事故現場内等に立ち入る者をいい、「作業に従事する者」とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。

(4) 特定化学物質障害予防規則（改正省令第5条関係）

ア 改正特化則第12条の2関係

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、第12条の2第1項の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないところ、当該業務を請負人に請け負わせるに当たって、作業内容等に鑑み、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等が生じることが想定されない場合においては、同条第2項の周知は不要であること。

イ 改正特化則第38条の12第2項第2号関係

コークス炉上において、又はコークス炉に接して行う製造の作業に関し、事業者は、改正特化則第38条の12第1項第7号において、労働者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこととされているところであるが、当該作業規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該作業規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても当該作業規程を周知させなければならないこととしたものであること。

ウ 改正特化則第38条の14第1項第11号関係

改正特化則第38条の14第1項第11号ハの「労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マ

クを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと」とは、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるとき（労働者以外の者が測定を行うときは、当該者に対し、送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるとき）以外は、当該居住室等の外から測定を行う必要があることをいうこと。

（５）高気圧作業安全衛生規則（改正省令第６条関係）

ア 共通事項（改正高圧則第８条、第９条、第１４条、第１８条、第１９条、第２０条、第２８条、第２９条、第３０条、第３２条、第３３条、第３６条及び第４２条関係）

潜水業務や高圧室内業務は、水中や外部とは遮断された作業室等の内部で行われることから、事業者がこれらの業務の一部を請負人に請け負わせた場合は、当該請負人やその請負人の労働者等に対しても、事業者自らが使用する労働者と同様に、事業者が圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等を行うことが一般的である。このため、事業者が潜水業務や高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合は、立入禁止や退避などの措置のほか、圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等について、労働者に対して実施が義務付けられている措置と同様の措置を、当該請負人に対しても講じなければならないとして、新たに事業者に義務付けたものであること。

イ 改正高圧則第８条第１項及び第９条関係

空気圧縮機による送気は、空気圧縮機によって圧縮された外気を高圧状態で空気槽に貯め、当該空気槽からエアホースを通じ、設定した圧力で水中で作業する者に対して送られるという一連の過程を経るものであるため、潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、必要な設備等を請負人に周知させるのみでは、潜水業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が潜水業務の一部を請け負わせる場合において、圧縮空気により送気を行うときは、潜水作業員以外の者も含め潜水業務に従事する者ごとに空気槽を設置すること等を事業者に対して義務付けたものであること。

「潜水業務従事者」には、事業者が潜水業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該潜水業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該潜水業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

ウ 改正高圧則第１０条の２関係

第１０条の２第１項の「人数の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ＩＣカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

同条第２項の「必要な措置」には、作業の中断、作業室又は気こう室から

の退避、医療機関への搬送等が含まれる趣旨であること。

エ 改正高圧則第 14 条、第 18 条第 3 項、第 19 条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条関係

気こう室における加圧又は減圧に際しては、事業者が加圧・減圧速度や気こう室内の設備等の管理を行うものであることから、高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合、加圧・減圧の速度等を請負人に周知させるのみでは、高圧室内業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、高圧室内作業員以外の者も含め高圧室内業務に従事する者に対し、加圧を行うときには毎分 0.08 メガパスカル以下の速度で行うこと等について義務付けたものであること。

「高圧室内業務従事者」には、事業者が高圧室内業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該高圧室内業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該高圧室内業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

オ 改正高圧則第 21 条第 3 項関係

通話装置故障時の連絡方法については、高圧室内業務従事者のほか、気こう室における加圧・減圧に係る空気圧縮機の運転者及び連絡員が把握しておく必要があることから、「見やすい場所」への掲示については、気こう室の入口付近だけでなく、これらの者の作業位置に応じ、複数箇所に行うことが適当な場合があること。

カ 改正高圧則第 27 条関係

第 15 条等の改正に伴い、第 27 条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

キ 改正高圧則第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条及び第 33 条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

ク 改正高圧則第 36 条関係

潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人がその使用する労働者を潜水業務に従事させる場合には、当該請負人は労働安全衛生法上の事業者として本条の適用を受け、その使用する労働者について、本条に基づく措置を講じなければならない。一方、請負人自らが潜水業務に従事する場合（労働者を使用していない場合を含む。）については、当該請負人に係る措置を講ずる者が存在しない状況にあったことから、本条の改正により、潜水作業員に対して実施するのと同様の措置を事業者に義務付けることとしたものであること。

請負人が労働者を使用する場合には、当該請負人も労働安全衛生法上の事業者として、本条に基づく措置義務を負うこととなるが、この場合、連絡員の配置や連絡員に行わせる事項が複数の事業者の管理のもと輻輳して行われることにより、潜水業務従事者に健康障害を生じさせることがないように、連絡員の配置や連絡員に実施させる事項について、事業者と請負人があらか

じめ調整の上、潜水業務を行うことが望ましいこと。

例えば、事業者が自ら使用する労働者2名を潜水業務に従事させた上で、当該潜水業務の一部を請負人に請け負わせている場合において、さらに当該請負人がその使用する労働者1名とともに潜水業務に従事するようなときは、請負人自らと当該請負人が使用する労働者1名の計2名で、事業者を使用される労働者2名と連携して潜水業務を行うこととなる。このような場合には、計4名が潜水業務に従事することになるため、第36条第1項に基づき、事業者は2名の連絡員を配置する必要がある。また、請負人は労働者を使用しているため、労働安全衛生法上の事業者該当し、同項に基づき、1名の連絡員を配置する必要がある。この場合、事業者が配置した2名の連絡員と、請負人が配置した1名の連絡員の作業が輻輳し、却って、潜水業務に従事する者に高気圧障害を引き起こすおそれがあることから、連絡員を配置する際には、あらかじめ、事業者と請負人とが調整を図り、連絡員による作業が輻輳することがないように、①潜水業務に従事する4名に対し、事業者が2名の連絡員を配置する、②事業者と請負人がそれぞれ1名ずつ連絡員を配置するなどの対応を行うことが望ましいこと。

ケ 改正高圧則第42条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

(6) 電離放射線障害防止規則（改正省令第7条関係）

ア 共通事項

改正省令により、事業者が放射線業務等の一部を請負人に請け負わせる場合には、当該請負人といった労働者以外の者にも一定の措置を講ずることが新たに義務付けられたが、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）等の他法令に基づき、事業者が労働者以外の者も含め、被ばく線量の管理等を行っている場合については、改正電離則において、今回新たに義務付けられた周知を重ねて行う必要はないこと。

事業者は、一の労働者が電離則に基づく放射線業務と除染則に基づく除染等業務又は特定線量下業務の両方に従事する又は従事した場合には、電離則第61条の3に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、電離則第4条第3項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ 改正電離則第4条第3項、第5条第2項、第6条第2項関係

第4条第3項、第5条第2項及び第6条第2項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ 改正電離則第18条の2関係

事業者は、特定エックス線装置等を放射線装置室以外の場所で使用するときは、労働者が立ち入らない方向に照射する等の措置を講じなければならないこととされているところ、労働者以外の者であって、付近で別の作業に従

事している者が認識することなく放射線に被ばくする可能性があるため、請負の有無にかかわらず、労働者以外の作業に従事する者も含め、当該措置を講じなければならないこととしたものであること。

エ 改正電離則第 30 条第 4 項関係

事業者が用意した用具のみを使用させ、当該用具の汚染検査及び汚染が別表第 3 に掲げる限度以下になるまで当該用具の使用を禁止する等の管理を事業者が行う場合については、第 30 条第 4 項の請負人に対する周知を重ねて行う必要はないこと。

オ 改正電離則第 31 条第 4 項及び第 5 項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による 2 次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ管理区域から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ 改正電離則第 32 条第 3 項及び第 4 項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から持ち出す物品について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ 改正電離則第 41 条の 8 の 2 関係

第 41 条の 8 の 2 第 1 項は、改正省令による改正前の第 41 条の 9 に基づき、第 26 条本文を処分事業者に準用していたものについて、第 41 条の 8 の 2 第 2 項に基づく周知規定を置くことと併せて、独立した条文として新設したものであること。

ク 改正電離則第 41 条の 9 関係

第 30 条第 4 項の追加等に伴い、準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

ケ 改正電離則第 41 条の 11 第 2 項、第 41 条の 12 第 2 項及び第 41 条の 13 第 2 項関係

加工施設等の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う作業に関し、事業者は、労働者の放射線による健康障害を防止するために必要な規程を定め、労働者に対して周知させなければならないとされているところであるが、当該規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してもこれを周知しなければならないこととしたこと。

コ 改正電離則第 45 条第 4 項及び第 5 項関係

第 45 条第 4 項及び第 5 項に基づき、事業者から周知を受けた請負人について、当該請負人が自ら事故現場の必要な場所ごとの外部線量による線量当量率等を測定することは、技術的にも、現場の管理権原との関係でも難しい場合が多いため、事業者が同条第 2 項に基づき測定を行った場合には、その結果を請負人に提供することが望ましい。なお、事業者が労働者について実施するのと併せて、請負人やその請負人の労働者等の分まで測定又は計算を行っている場合については、同条第 4 項及び第 5 項に基づく請負人への周知を重ねて行う必要はないこと。

サ 改正電離則第 54 条第 4 項関係

事業者は、第 54 条第 1 項に基づき放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分について実施した線量当量率又は線量当量に係る測定又は同条第 2 項の計算による結果について、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させなければならないこととされているところ、線量当量率等の測定等の結果については、管理区域に立ち入る者が、被ばく線量測定の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、請負関係の有無にかかわらず、労働者以外の者も含め、管理区域に立ち入る者に対して周知させなければならないこととしたこと。

シ 改正電離則第 62 条関係

第 7 条第 4 項及び第 5 項の追加等に伴い、第 62 条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

(7) 酸素欠乏症等防止規則（改正省令第 8 条関係）

ア 改正酸欠則第 8 条第 2 項関係

第 8 条の「人員の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、IC カードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

(8) 東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（改正省令第 11 条関係）

ア 共通事項

事業者は、一の労働者が除染則に基づく除染等業務、特定線量下業務又は電離則に基づく放射線業務等に従事する又は従事した場合には、除染則第 29 条に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、除染則第 3 条第 3 項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ 改正除染則第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項関係

第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項に基づく周知に当たっては、該当する女性

がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ 改正除染則第5条第9項から第11項まで関係

事業者が請負人に請け負わせる除染等業務が平均空間線量率 2.5 マイクロシーベルト毎時以下の場所でのみ行われる特定汚染土壌等取扱業務である場合には、第5条第9項から第11項に基づく周知の義務は生じないものであること。また、事業者が請負人やその請負人の労働者等の除染等業務に係る外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定する場合については、これらの規定に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

エ 改正除染則第7条第3項及び第4項関係

事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第7条第1項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

加えて、事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後2週間ごとに、第7条第2項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、特定汚染土壌等取扱作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

オ 改正除染則第14条第4項及び第5項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による2次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ当該作業場から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ 改正除染則第15条第3項及び第4項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から持ち出す物品について、汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ 改正除染則第 16 条第 3 項及び第 17 条第 2 項関係

事業者が除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、汚染管理も含め、当該請負人やその労働者等に事業者が用意した保護具のみを使用させる場合については、第 16 条第 3 項及び第 17 条第 2 項に基づく周知を重ねて実施する必要はないこと。

ク 改正除染則第 25 条の 2 第 3 項、第 25 条の 3 第 2 項関係

第 25 条の 2 第 3 項及び第 25 条の 3 第 2 項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの基準を周知させることで差し支えないこと。

ケ 改正除染則第 25 条の 4 第 5 項及び第 6 項関係

事業者が特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、当該請負人やその請負人の労働者等の特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定する場合については、第 25 条の 4 第 5 項及び第 6 項に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

コ 改正除染則第 25 条の 6 第 2 項関係

事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後 2 週間ごとに、第 25 条の 6 第 1 項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、特定線量下作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

マスク必要なし



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない

マスク必要なし



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

マスク必要なし



徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

マスク着用推奨



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない

マスク必要なし



マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



サイクリングしまなみ 2022 開催に伴う しまなみ海道通行規制

ご協力のおねがい

令和4年10月30日(日)、しまなみ海道沿線において、国際サイクリング大会『サイクリングしまなみ2022』が開催されます。本大会では、しまなみ海道自動車専用道路について、通行規制を計画しています。沿線のみなさまには、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、しまなみ海道エリアの更なる活性化につなげていくためにも、本大会へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



通行規制【通行止】の概要

日時 令和4年10月30日(日)

区間 しまなみ海道本線(西瀬戸自動車道)

■ 尾道大橋出入口～因島北 IC 上下線
6:30～8:40

※新尾道大橋は通行不可、尾道大橋は通行可

■ 今治 IC～因島北 IC 上下線
6:00～12:00

➤規制時間中は、臨時フェリーを運航します。
運航ダイヤ・料金等については、決定次第
大会ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ

サイクリングしまなみ 2022 実行委員会 今治現地本部
〒794-8502 愛媛県今治市旭町一丁目 4-9 (愛媛県今治支局総務県民室内)
TEL : (0898) 23-2500 FAX : (0898) 24-1586

会員名簿の変更等について

4年7月1日

当協会発行の会員名簿(令和4年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
6	長尾運送(有)	【退会】
12	(株)香川中部市場運送	【変更】 〒765-0032 善通寺市原田町1090-1 TEL:(0877)85-6654 FAX:(0877)85-6658
13	(株)豊榮物流	【変更】 代表者 中井 真也
30	香川県トラック運送事業協同組合	【変更】 理事長 香川 誠司
30	坂出トラック事業協同組合	【変更】 〒769-0221 綾歌郡宇多津町字吉田4001-51(大一運送(株)内) TEL:(0877)46-3413

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251

